

池田町地域防災計画

平成 30 年 10 月改定

池田町防災会議

改定履歴

全面改定:平成 30 年 10 月

目次

総則編

第1章	計画の策定方針	1
第2章	防災の基本理念及び施策の概要	3
第3章	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	7
第4章	池田町の概況	14
第5章	災害記録と被害想定	18

風水害対策編

第1章	災害予防計画	
第1節	風水害に強いまちづくり	1
第2節	災害発生直前対策	5
第3節	情報の収集・連絡体制計画	6
第4節	活動体制計画	8
第5節	広域相互応援計画	11
第6節	救助・救急・医療計画	15
第7節	消防・水防活動計画	19
第8節	要配慮者支援計画	23
第9節	緊急輸送計画	33
第10節	障害物の処理計画	36
第11節	避難の受入活動計画	37
第12節	孤立防止対策	45
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	49
第14節	給水計画	51
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	53
第16節	危険物施設等災害予防計画	55
第17節	電気施設災害予防計画	59
第18節	上水道施設災害予防計画	60
第19節	下水道施設災害予防計画	61
第20節	通信・放送施設災害予防計画	64
第21節	災害広報計画	68

第 22 節	土砂災害等の災害予防計画	70
第 23 節	防災都市計画	74
第 24 節	建築物災害予防計画	76
第 25 節	道路及び橋梁災害予防計画	78
第 26 節	河川施設等災害予防計画	80
第 27 節	農林水産物災害予防計画	82
第 28 節	二次災害の予防計画	84
第 29 節	防災知識普及計画	87
第 30 節	防災訓練計画	93
第 31 節	災害復旧・復興への備え	96
第 32 節	自主防災組織等の育成に関する計画	98
第 33 節	企業防災に関する計画	100
第 34 節	ボランティア活動の環境整備	102
第 35 節	災害対策基金等積立及び運用計画	104
第 36 節	風水害対策に関する調査研究及び観測	105
第 37 節	観光地の災害予防計画	106
第 38 節	町民及び事業者による地区内の防災活動の推進	107

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節	災害直前活動	1
第 2 節	災害情報の収集・連絡活動	19
第 3 節	非常参集職員の活動	30
第 4 節	広域相互応援活動	45
第 5 節	ヘリコプターの運用計画	50
第 6 節	自衛隊の災害派遣	54
第 7 節	救助・救急・医療活動	56
第 8 節	消防・水防活動	59
第 9 節	要配慮者に対する応急活動	63
第 10 節	緊急輸送活動	66
第 11 節	障害物の処理活動	69
第 12 節	避難受入及び情報提供活動	71
第 13 節	孤立地域対策活動	83
第 14 節	食料品等の調達供給活動	86
第 15 節	飲料水の調達供給活動	88
第 16 節	生活必需品の調達供給活動	90
第 17 節	保健衛生、感染症予防活動	92
第 18 節	遺体の捜索及び対策等の活動	95
第 19 節	廃棄物の処理活動	97

第 20 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	99
第 21 節	危険物施設等応急活動	101
第 22 節	電気施設応急活動	106
第 23 節	上水道施設応急活動	108
第 24 節	下水道施設応急活動	109
第 25 節	通信・放送施設応急活動	111
第 26 節	災害広報活動	112
第 27 節	土砂災害等応急活動	114
第 28 節	建築物災害応急活動	117
第 29 節	道路及び橋梁応急活動	119
第 30 節	河川施設等応急活動	121
第 31 節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	123
第 32 節	農林水産物災害応急活動	126
第 33 節	文教活動	128
第 34 節	飼養動物の保護対策	132
第 35 節	ボランティアの受入れ体制	133
第 36 節	義援物資及び義援金の受入れ体制	135
第 37 節	災害救助法の適用	138
第 38 節	観光地の災害応急対策	140

第 3 章 災害復旧計画

第 1 節	復旧・復興の基本方針の決定	1
第 2 節	迅速な原状復旧の進め方	2
第 3 節	計画的な復興	4
第 4 節	資金計画	7
第 5 節	被災者等の生活再建等の支援	8
第 6 節	被災中小企業等の復興	13
第 7 節	被災した観光地の復興	14

震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節	地震に強いまちづくり	1
第2節	情報の収集・連絡体制計画	4
第3節	活動体制計画	6
第4節	広域相互応援計画	6
第5節	救助・救急・医療計画	7
第6節	消防・水防活動計画	8
第7節	要配慮者支援計画	8
第8節	緊急輸送計画	8
第9節	障害物の処理計画	9
第10節	避難の受入活動計画	10
第11節	孤立防止対策	10
第12節	食料品等の備蓄・調達計画	10
第13節	給水計画	10
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	10
第15節	危険物施設等災害予防計画	10
第16節	電気施設災害予防計画	10
第17節	上水道施設災害予防計画	10
第18節	下水道施設災害予防計画	11
第19節	通信・放送施設災害予防計画	12
第20節	災害広報計画	12
第21節	土砂災害等の災害予防計画	12
第22節	防災都市計画	12
第23節	建築物災害予防計画	13
第24節	道路及び橋梁災害予防計画	16
第25節	河川施設等災害予防計画	18
第26節	農林水産物災害予防計画	20
第27節	積雪期の地震災害予防計画	22
第28節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	25
第29節	防災知識普及計画	28
第30節	防災訓練計画	33
第31節	災害復旧・復興への備え	33
第32節	自主防災組織等の育成に関する計画	33
第33節	企業防災に関する計画	33
第34節	ボランティア活動の環境整備	33
第35節	災害対策基金等積立及び運用計画	33

第 36 節	震災対策に関する調査研究及び観測	34
第 37 節	観光地の災害予防計画	35

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節	災害情報の収集・連絡活動	1
第 2 節	非常参集職員の活動	14
第 3 節	広域相互応援活動	15
第 4 節	ヘリコプターの運用計画	19
第 5 節	自衛隊災害派遣	19
第 6 節	救助・救急・医療活動	19
第 7 節	消防・水防活動	20
第 8 節	要配慮者に対する応急活動	24
第 9 節	緊急輸送活動	24
第 10 節	障害物の処理活動	25
第 11 節	避難受入れ及び情報提供活動	27
第 12 節	孤立地域対策活動	37
第 13 節	食料品等の調達供給活動	37
第 14 節	飲料水の調達供給活動	37
第 15 節	生活必需品の調達供給活動	37
第 16 節	保健衛生、感染症予防活動	37
第 17 節	遺体の捜索及び処置等の活動	37
第 18 節	廃棄物の処理活動	37
第 19 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	37
第 20 節	危険物施設等応急活動	37
第 21 節	電気施設応急活動	37
第 22 節	上水道施設応急活動	37
第 23 節	下水道施設応急活動	37
第 24 節	通信・放送施設応急活動	37
第 25 節	災害広報活動	37
第 26 節	土砂災害等応急活動	38
第 27 節	建築物災害応急活動	40
第 28 節	道路及び橋梁応急活動	42
第 29 節	河川施設等応急活動	42
第 30 節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	43
第 31 節	農林水産物災害応急活動	47
第 32 節	文教活動	49
第 33 節	飼養動物の保護対策	53
第 34 節	ボランティアの受入れ体制	53

第 35 節	義援物資及び義援金の受入れ体制	53
第 36 節	災害救助法の適用	53
第 37 節	観光地の災害応急対策	53

第 3 章 災害復旧計画

第 1 節	復旧・復興の基本方針の決定	1
第 2 節	迅速な原状復旧の進め方	1
第 3 節	計画的な復興	1
第 4 節	資金計画	1
第 5 節	被災者等の生活再建等の支援	1
第 6 節	被災中小企業等の復興	1
第 7 節	被災した観光地の復興	1

その他の災害対策編

雪害対策編

第 1 章 災害予防計画

第 1 節	雪害に強い地域づくり	1
第 2 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	6
第 3 節	観測・予測体制の充実	9

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節	災害直前活動	10
第 2 節	除雪等の実施と雪崩災害の防止活動	11
第 3 節	避難受入活動にあたっての雪害災害等に対する配慮	15

航空災害対策編

第 1 章 災害予防計画

第 1 節	情報の収集・連絡体制の整備	1
第 2 節	災害応急体制の整備	2

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節	情報の収集・連絡・通信の確保	3
第 2 節	活動体制の確立	5
第 3 節	捜索、救助・救急及び消火活動	6

第4節	関係者等への情報伝達活動	8
-----	--------------	---

道路災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	道路交通の安全のための情報の充実	1
第2節	道路、橋梁等の整備	2
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	3

第2章 災害応急対策計画

第1節	発生直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保	4
第2節	救急・救助・消火活動	5
第3節	災害応急対策の実施	6
第4節	関係者等への情報伝達活動	8
第5節	道路、橋梁等の応急復旧活動	9

危険物等災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	危険物等関係施設の安全性の確保	1
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	2

第2章 災害応急対策計画

第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	3
第2節	災害の拡大防止活動	4
第3節	危険物の大量流出に対する応急対策	6

大規模な火災災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	災害に強い町づくり	1
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	3

第2章 災害応急対策計画

第1節	消火活動	7
第2節	避難誘導活動	9

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 計画的復興の進め方	10
---------------	----

林野火災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 林野火災に強い地域づくり	1
第2節 林野火災防止のための情報の充実	3
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	4

第2章 災害応急対策計画

第1節 林野火災の警戒活動	6
第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制	8
第3節 活動体制の確立	9
第4節 消火活動	10
第5節 二次災害の防止活動	11

第3章 災害復旧計画	12
------------	----

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本方針	3
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	3

第2章 災害に対する備え	5
--------------	---

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針	6
第2節 情報の収集・連絡活動	6
第3節 活動体制	6
第4節 モニタリング等	8
第5節 健康被害防止対策	8
第6節 町民等への的確な情報伝達	8
第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	9
第8節 緊急輸送活動	11
第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等	11
第10節 県外からの避難者の受入れ活動	12

第4章 災害からの復旧・復興	13
第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応	14

火山災害対策編

第1章 災害予防計画	
第1節 火山災害に強い町づくり	1
第2節 災害発生直前対策	3
第3節 情報の収集・連絡体制	4
第4節 活動体制	6
第2章 継続災害への対応方針	
第1節 避難対策	9
第2節 安全確保対策	10
第3節 被災者の生活支援対策	12

資料編

0 1 防災面からみた池田町の概要	
資料 01-1 被害年表等	1
0 2 災害直前対策	
資料 02-1 気象観測所及び雨量・水位観測所	3
資料 02-2 警報等の指定河川	5
0 3 災害情報の収集・連絡関係	
資料 03-1 被害状況報告等の様式	6
資料 03-2 既存通信施設一覧	35
資料 03-3 災害時用公衆電話（特設公衆電話）一覧	36
資料 03-4 同報系防災行政無線屋外拡声子局設置場所一覧	37
資料 03-5 防災相互通信用無線局設置機関一覧表	38
資料 03-6 非常通信の内容	40
資料 03-7 非常取り扱い及び緊急扱い通話（電報を含む）の内容等	41
資料 03-8 池田町における協力に関する協定（郵便）	43
0 4 活動体制関係	
資料 04-1 池田町防災会議条例	45

資料 04-2	池田町災害対策本部条例	47
資料 04-3	災害対策本部の事務分掌及び非常時優先業務	48

0 5 広域相互応援関係

資料 05-1	長野県市町村災害時相互応援協定	54
資料 05-2	長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	57
資料 05-3	応援要請書	59
資料 05-4	長野県消防相互応援協定	60
資料 05-5	長野県消防相互応援協定実施細則	63
資料 05-6	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	66
資料 05-7	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針	67
資料 05-8	職員の派遣に関する協定(北アルプス広域連合)	70
資料 05-9	指定地方行政機関職員派遣要請書	71
資料 05-10	災害時相互応援協定(岐阜県池田町)	72
資料 05-11	災害時相互応援協定(東筑摩郡生坂村)	74

0 6 救助・救急・医療関係

資料 06-1	町内及び近隣医療機関	76
資料 06-2	災害時の医療救護活動に関する協定(社団法人大北医師会)	77
資料 06-3	災害時の医療救護活動に関する実施細則	79
資料 06-4	災害時の医療救護活動に関する協定(大北薬剤師会)	81
資料 06-5	災害時の医療救護活動に関する実施細則	83
資料 06-6	災害時の歯科医療救護活動に関する協定 (社団法人大北歯科医師会)	84
資料 06-7	災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則	87

0 7 消防・水防関係

資料 07-1	町の現有消防力	88
資料 07-2	池田町水防計画	91
資料 07-3	重要水防区域位置図	116
資料 07-4	危険水位到達情報通知様式	117
資料 07-5	水防警報発表形式	118
資料 07-6	水防実施状況報告書様式	119

0 8 緊急輸送関係

資料 08-1	緊急交通路交通規制対象予定道路	120
資料 08-2	自動車運転者の執るべき措置	121
資料 08-3	町有車両一覧表	122

資料 08-4	震災対策緊急輸送路線	125
資料 08-5	町内交通確保計画	126
資料 08-6	町内交通確保計画路線図	127
資料 08-7	災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表	128
資料 08-8	災害時等における石油類燃料の供給等に関する協定	129
資料 08-9	石油類燃料の供給等要請書	131
資料 08-10	救援実施報告書	132
資料 08-11	災害時等における石油類燃料の供給等に関する事務担当者名簿	133

09 避難収容関係

資料 09-1	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	134
資料 09-2	福祉避難所一覧	138
資料 09-3	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定 (池田町建設業組合)	139
資料 09-4	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定 (水野建設株式会社)	140
資料 09-5	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定 (株式会社片瀬建設)	141
資料 09-6	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定 (株式会社矢口工務店)	142
資料 09-7	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定 (有限会社建設機工)	143
資料 09-8	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定 (池田町建築業協会)	144
資料 09-9	災害時における福祉避難所開設等に関する協定 (社会福祉法人大北社会福祉事業協会)	146
資料 09-10	災害時における福祉避難所開設等に関する協定 (社会福祉法人幸充)	148
資料 09-11	災害時における福祉避難所開設等に関する協定 (社会福祉法人池田町社会福祉協議会)	150
資料 09-12	災害時における福祉避難所開設等に関する協定 (社会福祉法人信濃の郷)	152

10 食料品・生活必需品等の調達供給関係

資料 10-1	防災倉庫・備蓄品一覧表	154
資料 10-2	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 (生活協同組合コープなごの)	156
資料 10-3	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	159

(大北農業協同組合)

資料 10-4	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	161
	(長野LP協会大北支部)	
資料 10-5	災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定	163
	(株式会社安曇野ミネラルウォーター)	
資料 10-6	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	166
	(マックスバリュ長野株式会社ザ・ビッグ信州池田店)	
資料 10-7	災害時における協力に関する応援協定	168
	(株式会社ツルヤ池田店)	
資料 10-8	災害時における物資供給に関する協定	171
	(NPO法人コメリ災害対策センター)	

1 1 危険物施設等関係

資料 11-1	泡消火薬剤保有状況	174
---------	-----------	-----

1 2 上水道施設関係

資料 12-1	池田町上水道施設の概要(水源別)	175
資料 12-2	水源の名称・種別及び配水区域	176
資料 12-3	池田町上水道指定工事事業者名簿	177
資料 12-4	池田町上水道水質汚染等に対する緊急措置に関する実施要綱	178
資料 12-5	水道汚染に対する緊急措置に関する協定	180
資料 12-6	長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱	182

1 3 下水道施設関係

資料 13-1	公共下水道・合併浄化槽の区域	185
資料 13-2	池田町下水道排水設備指定工事店一覧	186
資料 13-3	池田町公共下水道施設における有害物質等流入時対応要綱	187

1 4 通信・放送関係

資料 14-1	無線局関係	189
---------	-------	-----

1 5 災害広報関係

資料 15-1	災害時におけるコミュニティエフエム放送に関する協定	192
---------	---------------------------	-----

1 6 建築物被害・防災都市計画関係

資料 16-1	池田町文化財一覧	194
資料 16-2	地震対策のチェックポイントと補強対策	195
資料 16-3	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定	196

	(一般社団法人 長野県建築士会 大北支部)	
資料 16-4	災害時における電気の保安に関する協定	198
	(財団法人 中部電気保安協会長野支部)	
資料 16-5	要請書	200
1 7	道路及び橋梁災害関係	
資料 17-1	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定	201
	(池田町建設業組合、水野建設(株)、(株)片瀬建設、(株)矢口工務店、(有)建設機工)	
1 8	自主防災組織関係	
資料 18-1	池田町自主防災組織補助金等交付要綱	202
1 9	義援物資関係	
資料 19-1	義援物資のリスト	204
2 0	その他	
資料 20-1	危険箇所等総括表	205
資料 20-2	地すべり危険箇所(農政部所管)	206
資料 20-3	地すべり危険箇所(建設部所管)	206
資料 20-4	地すべり防止区域(林務部所管)	206
資料 20-5	急傾斜地崩壊危険箇所	207
資料 20-6	土石流危険溪流	207
資料 20-7	土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧	208
資料 20-8	池田町ハザードマップ	209

【総則編】

第 1 章 計画の策定方針

1 計画の目的

この計画は、町民生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある大規模な風水害、地震災害等に対処するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び池田町防災会議条例（昭和 38 年 8 月 7 日条例第 14 号）第 2 条の規定に基づき、池田町防災会議が作成する計画であって、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、町、県、公共機関、事業者及び町民等が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない町民の生命、身体及び財産を災害等から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、本町における大規模な風水害、地震災害、その他の災害等に対処すべき予防計画、応急対策計画及び復旧計画について基本的な事項を定める。

3 他の計画との関係

この計画は、長野県地域防災計画に抵触するものであってはならず、この計画に定めのない事項については県の地域防災計画を準用する。

4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各部局はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加える。

5 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

強靱化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第 13 条に基づき策定されている。このため、本町は、長野県の国土強靱化に関する部分については、長野県強靱化計画の総合目標「多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく」を基本とし、基本目標である、

総則編

- 1 人命の保護が最大限図られること。
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること。
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること。
- 4 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること。
- 5 流通・経済活動が停滞しないこと。
- 6 二次的な被害を発生させないこと。
- 7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること。

を踏まえ、本計画の作成及びこれらに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

本町は北安曇郡の南部に位置し、西は北アルプス槍ヶ岳に源を発する高瀬川により松川村と堺し、東は第三紀層中山山脈の屋根により東筑摩郡生坂村に堺している。特に東側は、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件とひとたび大風、集中豪雨が発生すると地すべり、斜面崩壊、土石流等の広範囲な土砂災害の危険がある中に集落が点在しているため、集落が孤立化となる課題を抱えている。また、四季を通じて観光客の入り込みも多く、国際化社会、高齢化社会にあって、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍町民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の増加が進んでいる。

こうした自然的、社会的条件等の変化を考慮するとともに、各種の災害発生と情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講ずる必要がある。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び町民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限に留めるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進する。

(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路整備等の地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や、住宅等の構築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能確保策を講じる。

(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等の安全対策の充実を図る。

(ウ) 町民の防災活動を促進するため、防災教育等による町民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練等を実施するとともに、自主防災組織等の育成

強化、防災ボランティア活動の環境整備、災害時における事業継続体制の構築等による企業防災の促進、災害教訓の伝承による町民の防災活動の環境を整備する。

(エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。

また、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(イ) 被災者のニーズに柔軟、かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍町民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生ずる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全を確保するよう十分配慮するものとする。

(ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、及び消火活動を行う。

(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動を支え、また、被災者に緊急物資を供給するための交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

(オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難場所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じた応急仮設住宅等の提供、広域

的な避難収容活動を行う。

- (カ) 被災者等への確かつ分かり易い情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により町民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等による保健衛生活動、防疫活動を行うとともに、迅速な遺体対策を行う。
- (ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施とともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (コ) 二次災害を防止するための危険箇所の応急工事、災害拡大防止の消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保のため、ライフライン等の施設・設備、通信施設の応急復旧を行う。なお、二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を実施する。
- (サ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧、復興

ア 災害復旧・復興段階に基本理念は以下のとおりである。

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行い、被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- (イ) 物資、資材の調達計画等を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の迅速な復旧を行う。
- (ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。
- (エ) 再度災害の防止により、快適な都市環境を目指した防災まちづくりを実施する。
- (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興を支援する。

ウ 町、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関の間、町民等の間、町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じる。

- 2 町、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の事項を基本とし、必要な措置を講じる。
 - (1) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、町防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立。
- 3 町民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講ずる。
- 4 どこでも起こりうる災害の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携強化を図る。

第3章 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 池田町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、災害等から町民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 北アルプス広域消防本部

北アルプス広域消防本部は、自らその権限に属する防災活動を実施するとともに、北アルプス広域消防計画の定めるところにより必要な防災活動を実施する。

3 長野県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置を行う。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 池田町

- (1) 町防災会議、警戒本部及び災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び整備に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (5) 情報等に関する伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (6) 通信施設の確保及び整備に関すること。
- (7) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。

総則編

- (8) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
- (9) 災害時における文教及び交通対策に関すること。
- (10) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (11) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (12) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること。
- (13) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること。
- (14) その他災害対策に関すること。
- (15) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

2 北アルプス広域消防本部

- (1) 消防力の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災のための教育訓練に関すること。
- (4) 災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- (5) 災害時の避難、救助及び救急・救護に関すること。
- (6) その他災害対策に関すること。

3 長野県

- (1) 県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
- (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

4 大町警察署

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (3) 被災者の救出に関すること。
- (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。
- (5) 行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。
- (6) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。
- (7) 危険物の取締りに関すること。
- (8) 死体の身元確認に関すること。

5 指定行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)関東財務局 (長野財務事務所)	<p>ア 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関する こと。</p> <p>イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する こと。</p>
(2)関東農政局 (松本支局松本駐在所)	<p>ア 災害予防対策 (ア)ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等 の実施又は指導に関すること。 (イ)農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため 池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地 侵食防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>イ 応急対策 (ア)農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する こと。 (イ)災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関す ること。 (ウ)災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (エ)災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及 び病虫害の防除に関すること。 (オ)土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員 に関すること。</p> <p>ウ 復旧対策 (ア)災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、 農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定 の実施に関すること。 (イ)災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関 すること。</p>
(3)中部森林管理局 (中信森林管理署)	<p>ア 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正 化に関すること。</p> <p>イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。</p> <p>ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。</p>
(4)信越総合通信局	<p>ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。</p> <p>イ 非常通信に関すること。</p> <p>ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の 措置に関すること。</p> <p>エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨 時災害放送用機器の貸出に関すること。</p>

総則編

(5)東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 気象警報等の発表及び伝達に関すること。 イ 防災知識の普及に関すること。 ウ 災害防止のための統計調査に関すること。
(6)長野労働局 (大町労働基準監督署)	ア 工場、事業場における産業災害の防止に関すること。 イ 工場、事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
(7)北陸地方整備局 松本砂防事務所 (高瀬川出張所)	土砂災害防止法に基づく緊急調査に関すること。
(8)北陸地方整備局 大町ダム管理所	国土交通省管理河川の災害対策に関すること。
(9)関東地方整備局 長野国道事務所 (松本国道出張所、 信州新町出張所)	ア 災害予防 (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 所管施設の緊急点検の実施 (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

6 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第13普通科連隊)	ア 災害時における人命又は財産の保護のための応急救護活動に関すること。 イ 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)日本郵便(株)信越支社 (池田郵便局・会染郵便局)	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2)東日本電信電話(株)長野支店 (松本営業支店) (株)NTTドコモ・KDDI(株) ・ソフトバンクモバイル(株)	ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。

総則編

(3)日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事 イ 損傷通貨の引換えに関する事。
(4)日本赤十字社長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関する事。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。 ウ 義援金の募集配分に関する事。
(5)日本放送協会長野放送局 (松本支局)	天気予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(6)日本通運㈱ (大町支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事。
(7)中部電力㈱安曇野営業所 (大町サービスステーション) 東京電力㈱ (松本電力所高瀬川総合制御所)	ア 電力施設の保全、保安に関する事。 イ 電力の供給に関する事。 ウ ダムの操作等防災に関する事。

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)池田町土地改良区	ア ダム又は水門の防災に関する事。 イ 排水機場の改良及び復旧に関する事。
(2)(公社)長野県トラック協会 (中信地区輸送協議会)	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。
(3)放送各社 信越放送㈱ ㈱長野放送 ㈱テレビ信州 長野朝日放送㈱ 長野エフエム放送㈱ あづみのエフエム放送㈱	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(4)長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(5)(一社)長野県L P ガス協会	液化石油ガスの安全に関する事。
(6)(一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対業務の協力に関する事。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大北農業協同組合	<p>ア 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。</p> <p>ウ 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。</p> <p>エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。</p> <p>オ 農作物の需給調整に関すること。</p>
<p>(一社)大北医師会</p> <p>(一社)大北歯科医師会</p> <p>(公社)長野県看護協会</p>	<p>災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。</p>
大北薬剤師会	<p>災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。</p>
大北森林組合	<p>ア 県、町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。</p> <p>ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。</p>
漁業協同組合	<p>ア 県、町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。</p> <p>ウ 共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。</p>
商工会、商工会議所等商工業関係団体	<p>ア 県、町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。</p> <p>ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。</p> <p>エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。</p>
病院等医療施設の管理者	<p>ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。</p> <p>イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。</p> <p>ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。</p> <p>エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。</p>
社会福祉施設の管理者	<p>ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。</p> <p>イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。</p>

総則編

金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
池田町社会福祉協議会	災害時のボランティアの受入れに関すること。
事業所及び防災活動団体	ア 災害に強いまちづくりのため、町が実施する防災活動に対して、各種団体の業務に応じた協力に関すること。 イ 災害発生時には、従業員、来訪者等の安全確保に努めるとともに、地域住民の安全確保に関すること。

第4章 池田町の概況

第1 自然的条件

1 地勢

池田町は北安曇郡の南部に位置し、西は日本アルプスの峻峰槍ヶ岳に源を発する高瀬川によって松川村と接し、東は中山山脈の東部において東筑摩郡、生坂村に接している。

北は大町市、南は安曇野市に接し、東西 6.2 km、南北 12.8 km、総面積は 40.16 km²の範囲を占めている。

東部山地は第三期犀川累層、西部は新沖積層の平坦部で、その間の段丘地は旧沖積層に属し、なお一部に青木層の露出があり、北には特殊火成層の大峰累層が南北に連なっている。

地味は一般的に肥沃で、西部平坦地域は砂質土壌で、ここに中心地、大字池田、会染、中鵜地区がひらけ、東部山間地帯は粘質壤土で、ここには大字広津、陸郷の集落が散在している。

2 位置

名 称	所 在 地	北緯	東経	海拔
池田町役場	北安曇郡池田町大字池田 32036	36° 25'	137° 52'	604m

3 気候

気候は概して内陸的で、年間を通じて降雨量の少ない地域であり、内陸的気候の特質をもっており、冬は積雪量が少なく寒冷だが、夏は涼しく、住みよい気象条件を備えている。日雨量は最大で 100 mm 程度である。

4 地質・地盤

町の北部を、中山断層が南北に走り、その東側の平畑・足沼・日影山地域には中新世の砂岩泥岩互層（青木層）が、中山断層の西側には小谷・大峰の両累層が分布する。このうち、大峰累層は、大町・池田・安曇野の各市町村にまたがる中山山脈に広く分布する更新世の地層で、池田町では大峰牧場から半在家にかけて分布している。大峰累層の中部層は、礫岩・砂岩・凝灰岩などからなり、上部層は凝灰岩質で部分的に緻密な溶結凝灰岩を挟む。

一方、小谷累層は日野から大穴山・鵜山に至る山地に連続して分布するが、その大部分は礫岩である。中山山地と平地の境界付近には、落差はそれほど大きくはないが盆地側に落ち込む傾向で新しい段丘礫層（活断層）が見つまっている。山麓から平地にかけては、更新世以降の崩積土、段丘堆積物、氾濫原堆積物などが、新第三紀層の上部を不整合におおって堆積している。

5 自然要因にみる災害の要因

(1) 地震の可能性

糸魚川 - 静岡構造線断層帯(北部区間)については、平成 26 年 11 月 22 日神城断層地震が発生しており、震度 6 弱の大地震を記録した。平成 27 年政府の地震調査研究推進本部が、今後 30 年以内に M (マグニチュード) 7.7 程度の大地震が起きる可能性が 0.008% ~ 15% 高いと長期評価の概要を発表。

我が国の活断層における相対的評価の中でも最高ランクの S ランクと評価している。地震の発生確率が高まった可能性があることと発表されたことから、その発生は予断を許さない。

(2) 土砂災害

東山(中山山脈)一帯は、第三期層の堆積土層で構成され、また、勾配も急峻であり、長年、地すべり、土砂流出、山崩れに悩まされてきた。

近年、山間部の過疎化による農地の荒廃化が進んでおり、集中豪雨時の危険性が高い。

(3) 前線の影響による豪雨

梅雨期、秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって前線活動が活発になり大雨を降らせるとがあり、水害の直接の要因となる。

特に梅雨末期は集中豪雨となりやすく、警戒を要する。

(4) 台風の進路による影響

長野県の位置と当町の地形のもつ条件により、台風の経路等により各所に風水害をもたらす。長野県に影響を及ぼす台風を経路により大別すると、次の四つのコースに分けられる。

ア 県を縦断して北上する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東・北部一帯は風雨が強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらす。

イ 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部・西部の山沿いは局地的な大雨となる。

ウ 県の東側に接近して北上する場合

県の東部の山沿いで風雨が強く、台風の吹き返しの風が被害を大きくする。

エ 県の南部を接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。

(5) 火災(山林)

林野面積が広大で、レジャー施設等もあることから、山林火災への警戒が必要である。

第2 社会的条件

1 人口

当町の人口は、平成27年国勢調査によると9,926人で、世帯数は3,518世帯となっており、その大半は、池田地区と会染地区に集中している。人口は、少子化により減少傾向にあるものの、世帯数は増加傾向にあり、核家族化の進行がうかがわれる。

また、高齢化率も35%を超えており、高齢者の独居世帯も増加している。

産業別就業者数は、第1次産業444人(9.3%)第2次産業1,374人(28.7%)第3次産業2,971人(62%)で、第1次産業は減少傾向が続いており、逆に第3次産業が増加している。

2 土地利用状況

町の総面積4,016haの土地利用は、50%が山林で北部の広津地区及び東部の陸郷地区に集中している。

一方、農地は、平地の広がる池田地区や会染地区で田を主体とした土地利用形態が中心となっている。宅地は、町の中心部である池田地区の市街地では集中しているが、その他の地域では分散しており、特に山間部では小規模の集落が点在する形になっている。

3 交通

鉄道・国道の通っていない当町においては、南北を縦断している主要地方道大町明科線、南部を東西に横断している原木戸安曇追分停車場線、国道19号及び147号を結ぶ上生坂信濃松川停車場線及び宇留賀池田線の県道4路線が、住民の生活道路へのパイプライン的な役割を果たしている。

運輸については、町内を運行していた地方バス路線の廃止に伴い、町営バス6路線、スクールバスを運行し、住民及び観光客の大切な交通手段として有効利用されている。

4 社会的条件にみる災害の要因

災害発生の原因は自然的条件が主体的なものであるが、ある種の社会的要因が自然的諸要因と相関して、災害発生の原因を醸成し、あるいは災害を拡大させる方向に作用する。

社会的条件の現状に起因した災害発生あるいは拡大の要因としては、次のことが挙げられる。

(1) 昼間人口の減少

高齢化の進展による災害弱者の増加、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は災害を大きくする要因である。加えて、消防団員の確保難も懸念

材料となる。

(2) 危険地帯の住居

東山一帯は、勾配が急峻で、長年地すべり、土砂流出、山崩れに悩まされた地域であり、被災しやすい状態におかれている。

(3) 森林の荒廃

近年、山間部の過疎化による森林の荒廃化が進み、一層災害の危険性が増している。

5 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図る。

(1) 人口減少が進む中山間地域では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策を講ずる必要がある。

(2) 高齢者（特に独居老人）、障がい者、外国籍住民等いわゆる要配慮者の増加がみられる。これらについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導し、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

(3) ライフライン、コンピューター、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度はますます増大している。災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

(4) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティや自主防災組織等の相互扶助組織の強化が必要である。さらに、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練や防災思想の徹底等を図る必要がある。

(5) 地域の防災力向上を図るため、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第5章 災害記録と被害想定

池田町における主な災害記録は次のとおりである。

発 生 年	被 害 の 概 要
弘化4年(1847)	善光寺地震 家の潰れ。山崩れの被害大
大正7年(1918)	大町地震 広津陸郷山崩れあり
大正12年(1923)	広津堀越大地滑り、7戸崩落
昭和25年(1950)	梅雨の集中豪雨。ジェン台風。被害大
昭和27年(1952)	ダイナ台風。高瀬川大氾濫
昭和28年(1953)	台風13号
昭和31年(1956)	台風5号
昭和34年(1959)	台風7号、土蔵倒壊等あり、被害大
昭和35年(1960)	台風。13番堤決壊
昭和36年(1961)	台風。13番堤決壊
昭和38年(1963)	大雨により十日市西堤決壊
昭和39年(1964)	梅雨前線豪雨のため高瀬川一本松、内鎌、林中地区に被害続出、消防団出動
昭和44年(1969)	集中豪雨により広津、陸郷の道路決壊、崩落、床下浸水98戸、被害大
昭和53年(1978)	高瀬川13番堤決壊
昭和56年(1981)	高瀬川洪水、池田松川橋沈下
昭和58年(1983)	台風10号により公共土木施設(道路、水道等)流失、崩壊。土砂崩れのため民家2戸が避難
昭和60年(1985)	台風6号により陸郷、広津を中心に野道25路線42箇所が被災し、各道路が通行止め。山の崩壊により三郷、平畑で民家2戸が避難
昭和61年(1986)	県北西部を震源とする地震が発生、大北地域は震度4～3を記録。建物の一部に被害
平成7年(1995)	7・11集中豪雨災害 梅雨前線の停滞により県北部を中心に集中豪雨災害が発生、道路流失、農地等冠水により3億円の被害
平成16年(2004)	台風23号
平成22年(2010)	4・21住民からの通報地すべり兆候 地すべりの誘因は、融雪及び春先からの降雨と推定 5・24避難勧告(17戸)
平成26年(2014)	2・14～15 平地で89cmの過去最高積雪により、除雪作業が難航。交通に多大な支障をもたらし、広津地区、陸郷地区の一部が孤立した。車庫、農業施設の倒壊等に大きな被害が多発。
平成26年(2014)	11・22 長野県北部を震源とした地震が発生。白馬村、小谷村など震度6弱を観測した。(神城断層地震)

第4 被害想定

1 基本的な考え方

本計画における地震の想定は、平成27年3月に報告された長野県地震被害想定検討委員会の検討結果等に基づき、当町に影響を及ぼすと考えられる内陸型(活断層型)地震、想定東海地震、南海トラフ巨大地震(海溝型地震)の地震から予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧・復興計画等の目標とするものである。

2 想定地震等

長野県では、県内や周辺地域で大地震が起きた場合の「第3次長野県地震被害想定調査報告書」を平成27年3月に発表した。糸魚川静岡構造線断層帯については、これまで北部・中部・南部に3区分して評価を行っていた。地震調査研究推進本部地震調査委員会(2015)は、その後得られた新たな知見に基づき、北部・中北部・中南部・南部の4つの区間に再区分して評価を行った。中北部区間(明科 諏訪湖南方)は、長期評価で予想した地震規模マグニチュード(M)7.6程度、30年以内発生確率は13パーセントから30パーセント、50年以内では、20パーセントから50パーセントとしている。我が国の活断層における相対的評価はSランクであり、大規模な被害の発生が予想されている。

この活断層系については、かねてから調査され(図参照)約1,200年前に大地震が起きたことが分かっている。現在もアセスメントが実施されており、その報告を注意深く見守りつつ、常に地震に対する備えに努める必要がある。

3 地震の規模等

想定地震の名称		長さ (km)	マグニチュード	
			Mj	Mw
長野盆地西縁断層帯の地震		58	7.8	7.1
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	150	8.5	7.64
	北側	84	8.0	7.14
	南側	66	7.9	7.23
想定東海地震			8.0	8.0
南海トラフ巨大地震			9.0	9.0

気象庁マグニチュード(Mj)とモーメントマグニチュード(Mw)について
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(Mj)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。」

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震における評価

評価単位区間	規模	30年以内 発生確率	50年以内 発生確率	100年以内 発生確率
北部区間(小谷-明科)	M7.7程度	0.008% - 15%	0.02% - 20%	0.05%-40%
中北部区間(明科-諏訪湖南方)	M7.6程度	13% - 30%	20%-50%	40%-70%

文献：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2015)

4 今後の課題

ア 地震災害に対する意識の高揚

当町においては、幸い過去に大きな被害をもたらすような災害を経験していない。このためか、一般的に役場職員及び住民の間では、地震に対する危機意識が強く持たれてはいないというのが現状である。

しかし、想定地震による調査結果が示すとおり、当町においても大規模な地震が発生する可能性は存在する。今後、役場職員の研修・訓練及び住民への啓発活動を通じて、地震に対する心構えを万全にすることが特に重要である。

イ 防災拠点施設の耐震化

災害対策本部が設置される庁舎、避難場所等に指定されている小・中学校及び地域の公民館、消防拠点施設などの施設は、災害発生時には重要な拠点施設となる。しかし、地域の公民館の中には建築年が古いものもあり、耐震基準を満たしていない施設がある。

このため、耐震点検・診断等を実施し、必要に応じて適切な補強工事等を実施する必要がある。また、避難施設については、耐震性の向上に加え、土砂災害等に対する安全性の確保に努める必要がある。

5 想定地震に基づく被害の概要

過去の長野県地震対策基礎調査報告書のうち、池田町周辺に関連した被害の概要については、次表のとおりである。

県の被害想定による池田町の被害の概要

大項目	小項目		単位	内陸型地震			海溝型地震		
				糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)
				最大震度:7	最大震度:6	最大震度:5強	最大震度:5弱	最大震度:5強	最大震度:5強
建物被害	液状化	全壊	棟	*	*	0	0	0	0
		半壊	棟	20	10	0	0	0	0
	揺れ	全壊	棟	1,010	50	0	0	0	0
		半壊	棟	1,820	400	0	0	0	0
	断層変位	全壊	棟	380	50	0			
	土砂災害	全壊	棟	20	20	*	0	0	*
		半壊	棟	50	50	*	0	0	*
	火災	焼失	棟	320	0	0	0	0	0
合計	全壊・焼失	棟	1,350	60	*	0	0	*	
	半壊	棟	1,900	470	*	0	0	*	
人的被害	死者数	建物倒壊	人	50 (*)	*	*	0 (0)	*	*
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物損壊の内数)	人	*	*	*	0 (0)	*	*
		土砂災害	人	*	*	*	0 (0)	0 (0)	*
		火災	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		ブロック塀・自動販売機の転倒・屋内落下物による被害	人	*	*	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		死者数計	人	50 (*)	*	*	0 (0)	0 (0)	*
		負傷者	建物倒壊	人	450 (40)	80 (*)	*	0 (0)	*
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物損壊の内数)		人	40 (20)	10 (*)	*	0 (0)	*	10 (*)
	土砂災害		人	*	*	*	0 (0)	0 (0)	*
	火災		人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ブロック塀・自動販売機の転倒・屋内落下物による被害		人	*	*	*	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	負傷者計		人	460 (40)	90 (*)	*	0 (0)	*	10 (*)
	重傷者		建物倒壊	人	230 (*)	50 (0)	*	0 (0)	*
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物損壊の内数)	人	10 (10)	*	*	0 (0)	*	*
		土砂災害	人	*	*	*	0 (0)	0 (0)	*
		火災	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		ブロック塀・自動販売機の転倒・屋内落下物による被害	人	*	*	*	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		重傷者数計	人	230 (*)	50 (*)	*	0 (0)	*	*
自力脱出困難者		人	140 (20)	*	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

県の被害想定による池田町の被害の概要

2

大項目	小項目	単位	内陸型地震			海溝型地震				
			糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)		
			最大震度:7	最大震度:6	最大震度:5強	最大震度:5弱	最大震度:5強	最大震度:5強		
生活支援	避難者数	被災1日後	合計	人	2,010	160	*	0	0	*
			避難所	人	1,210	90	*	0	0	*
			避難所外	人	810	60	*	0	0	*
	被災2日後	合計	人	3,790	890	*	0	*	20	
		避難所	人	1,900	440	*	0	*	10	
		避難所外	人	1,900	440	*	0	*	10	
	被災1週間後	合計	人	3,330	550	*	0	0	10	
		避難所	人	1,660	270	*	0	0	*	
		避難所外	人	1,660	270	*	0	0	*	
	被災1か月後	合計	人	3,130	280	*	0	0	*	
		避難所	人	940	80	*	0	0	*	
		避難所外	人	2,190	200	*	0	0	*	
	避難所避難者における要配慮者数	1日後	人	240	20	*	0	0	*	
		2日後	人	370	90	*	0	*	*	
		1週間後	人	320	50	*	0	0	*	
		1か月後	人	180	20	*	0	0	*	
ライフライン	上水道	断水人口	人	10,010	8,100	80	0	10	1,420	
	下水道	支障人口	人	9,730	7,750	650	580	590	1,780	
	電力	停電軒数	軒	4,710	3,560	40	0	*	640	
物資不足	食料	過不足量	食	8,380	12,400	12,740	12,740	12,740	12,740	
	飲料水	過不足量		25,120	8700	2,770	2,800	2,800	2,330	
	毛布	過不足量	枚	2320	90	100	100	100	100	

- 1 ; 被害想定はそれぞれが最大になる地震発生時の条件を考慮した場合を示す。
- 2 ; 各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。
* ; わずか
- 3 ; 「断層変位」は地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したもので、「揺れ」による全壊被害の内数とする。
- 4 ; 人的被害は観光客を考慮した場合を示す。表中の括弧 () は、観光客を考慮した場合としない場合の差を示す。
- 5 ; 「物資不足」では が不足量を、正の数は需要量を上回る主要備蓄量や給水可能量を示す。